

# 歳末特別警戒実施中！

年末は、家庭での火気の使用が増えるなど、特に火災の発生しやすい時季です。消防署では、期間中の町内予防広報、特別査察などを実施して注意を促しています。皆様のご家庭でも、次の注意事項の実践をお願いします。

- ① ストーブ・コンロの周囲に燃えやすい物を置かない
- ② 灯油などの危険物の適正な使用と貯蔵
- ③ 就寝・外出前の火の元点検を習慣とする
- ④ 放火防止のために家の周囲に雑誌などの可燃物を不用意に置かない
- ⑤ 住宅用火災警報器を設置する

火災による死傷者を出さないためにも、火の取扱いには十分注意しましょう。

**【期間中の25日から31日の間、午後8時00分にサイレンを鳴らします。】**

## トラッキング現象による火災に注意して下さい！

平成25年10月11日、10人が死亡した福岡県の病院火災で、出火原因が『トラッキング現象』の可能性が指摘されています。こうした火災は一般家庭でも起こりえるものです。年末を迎え、大掃除などをする際には、コンセントプラグ周辺の掃除を行いましょう！

### トラッキング現象とは？

長期間、コンセントにプラグを差し込んだままにしていると、電源プラグの周囲にほこりや湿気などが付着することにより、差し込プラグの刃の間に微小な電流が流れ、火花放電を繰り返すことで、出火する現象です。

### 電気火災防止対策

- 一、プラグをコンセントに差し込んだままにしている場所でほこりが付いていないか、きちんと差し込まれているか点検しましょう。
- 二、電気コードが家具の下敷きになっていないか、コードを束ねて使用していないか点検しましょう。
- 三、電気製品は、取扱説明書をよく読んで、きちんと確認してから使用しましょう。



日高西部消防組合 消防署・日高支署・日高消防団

# ～町民みんなで“節電”を～

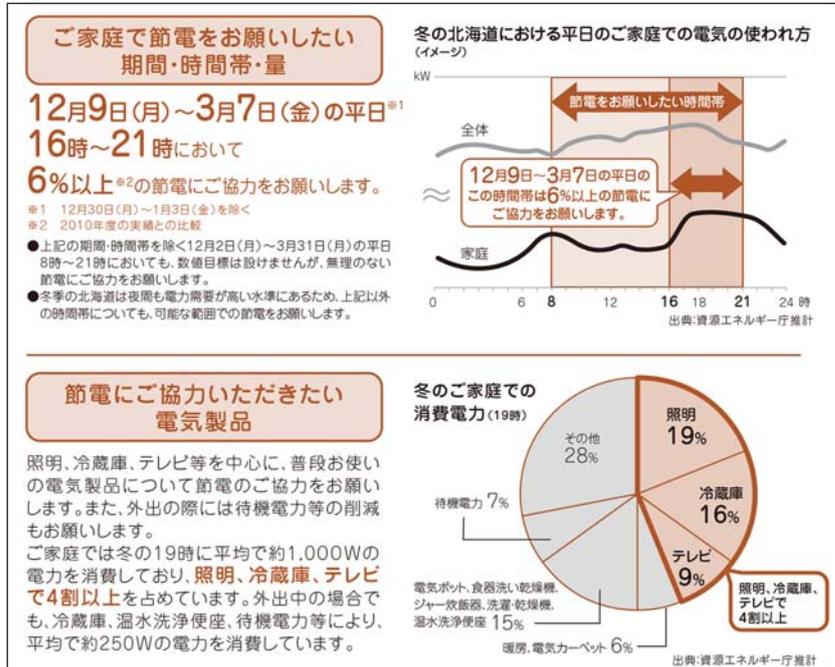
家庭・事業所における「節電」のお願い

本格的な冬が到来し、暖房機器類の使用が欠かせない季節となりました。

町民の皆さんも、従前から節電に対する取り組みを継続していただいていることと思いますが、特に北海道は一年を通じて冬の電力需要が最も多く、万が一発電所等の設備が停止した場合は電力の供給力が低下し、停電となる恐れがあります。長引けば生命の安全を脅かす可能性もあり、私たちの生活に大きな支障を与えるリスクを抱えていると言えます。

予定外の事象が発生し、電力需給が逼迫した場合の対策は、多重的に講じられておりますが、さらに万全を期すためには、一人一人の節電が大変有効な役割を持つこととなりますので、今冬も更なる節電の取り組みを各家庭・事業所において実践していただきますようお願いいたします。

特に節電をお願いしたい期間・時間帯・量などは右記のとおりです。



## 高齢者の所得税、地方税上の障害者控除について

身体・知的・精神等、障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けている方について、介護保険の要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるかどうかを判定し、対象と認められる場合には、認定書を交付します。認定を受けた場合は、所得税及び地方税において、障害の程度により障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。認定を受けるための手続きは次のとおりです。

### 1 認定手続き

- (1) 認定申請書を提出していただきます。(申請書は日高町役場保健福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所及び日高総合支所地域住民課にあります。)
- (2) 認定申請書の提出があった場合は、介護保険の要介護認定の資料をもとに対象となる高齢者の実態を確認します。
- (3) 確認の結果、障害者または特別障害者に準ずると認められる場合は申請者に認定書を交付します。

### 2 認定書の有効期間

対象となる高齢者の障害がある期間は有効です。ただし、障害事由が変更・消滅した場合はその旨を届け出ることが義務付けられています。

### 3 認定基準日

所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」をもとに認定します。

ただし、対象の方が年の中で死亡された場合または出国している場合は、その死亡日または出国した日を基準日とします。

### 4 受付窓口

日高町役場保健福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課

### 5 受付期間

12月19日(木)から

審査後、申請者に認定または非該当の通知をします。

日高町役場保健福祉課福祉・子育て支援グループ 電話 01456-2-6183